2　前項の停止の命令に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3　前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

4　道路運送法施行規則第六十条の二及び第六十条の三の規定は、第一項の規定による聴聞を行う場合について準用する。

（共通乗車船券の届出）

第三十六条の七　法第二十七条の八第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

一　共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所

二　共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称

三　割引を行おうとする運賃又は料金の種類

四　発行しようとする共通乗車船券の名称

五　発行しようとする共通乗車船券の発行価額

六　発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

第三十八条第三項中「第三十条の四第三項」を「第二十五条第三項」に改める。

第三十九条第三項中「（同項に掲げる書類を除く。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

4　道路運送法施行規則第十四条第三項及び第二十二条第三項（同規則第二十三条第三項及び第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

第四十条中「道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）」を「」とあるのは「新地域旅客運送事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十八条又は第三十九条に基づく申請書（」と、「」に改め、「又は第十四条に基づく認可申請書（」を削り、「新地域旅客運送事業につき地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十八条又は第三十九条に基づく申請書（規則第三十八条第二項又は第三十九条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が」を「）第四条に基づく許可申請書に係る事項」に改め、「「地方運輸局長」と」の下に「「限る。）」とあるのは「限る。）に係る事項の記載がなされたものに限る。）」と」を加え、「」と、「規則第十四条に基づく認可申請書（とあるのは「」を「につき」に、「規則第三十八条第二項又は第三十九条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付」を「道路運送法施行規則第十四条に基づく認可申請書に係る事項の記載」に改め、「当該申請書」と」の下に「、同令第六条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と」を加える。

第四十一条中「これによって」と」の下に「「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と」を加える。

第四十四条第一項第四号中「海上運送法施行規則」の下に「（昭和二十四年運輸省令第四十九号）」を加える。

第四十五条第一項中「第六節」を「第七節」に改め、同項第一号中「第二十五条の三第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同項第六号を同項第十号とし、同項第五号を同項第九号とし、同項四号中「（大正十年法律第七十六号）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四　法第二十七条の三第二項の規定による認定、同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定及び同条第七項の規定による取消しに係るもの（鉄道事業法第二条第一項の許可、同法第七条第一項若しくは第十六条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号及び第六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第三項、第十七条若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出（同規則第七十一条第一項第七号又は第八号に掲げるものを除く。）、軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の規定による特許若しくは第二十二条ノ二の規定による許可若しくは同法第十一条第一項の認可（軌道法施行規則第二十三条ノ二第一項に掲げるものを除く。）又は道路運送法第四条第一項の規定による許可（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第一条第一項第一号に掲げるものを除く。）、同法第九条第一項若しくは第十五条第一項の規定による認可（同令第一条第一項第二号及び第六号に掲げるものを除く。）若しくは同法第九条第三項の規定による届出（同令第一条第一項第三号に掲げるものを除く。）に係るものに限る。）

五　法第二十七条の六第五項の規定による事業の実施方法の変更の命令又は同条第六項の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し（当該事業に係る路線が道路運送法施行規則第六十七条に規定する地方的な路線の基準に該当するものである場合又は当該事業が路線を定めて行うもの以外のものである場合を除く。）

六　法第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令（道路運送法施行令第一条第三十号に掲げるものを除く。）

七　法第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定による封印の取付け及び同条第四項の規定による登録識別情報の通知

第四十五条第二項第二号を同項第四号とし、同項第一号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　法第二十七条の三第二項の規定による認定及び同条第六項において準用する同条第二項の規定による変更の認定に係るもの（道路運送法施行令第一条第四項第一号、第二号若しくは第四号又は同令第四条第一項の権限のみに係るものに限る。）

二　法第二十七条の六第七項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による自動車検査証の返納の受理及び自動車登録番号標の領置並びに同条第二項の規定による自動車検査証及び自動車登録番号標の返付

第四十五条第三項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

別表第一中「、第十七条、第二十四条及び第二十五条」を「及び第十七条」に改める。

別表第二中「、第二十二条、第二十四条及び第二十五条」を「及び第二十二条」に改める。

別表第二の二中「第三十条の四及び第三十条の五」を「第二十五条及び第二十六条」に改め、同表法第二十五条の四第一項の項中「法第二十五条の四第一項」を「法第二十五条第一項」に改める。

別表第三中「第三十四条関係」を「第三十条関係」に改め、同表法第二十七条第四項の項中「第三十四条各号」を「第三十四条第二項において準用する同規則第三十三条各号」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三の二（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
法第二十七条の四	鉄道事業法第三条第一項の許可に係る部分	鉄道事業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類及び図面
	鉄道事業法第七条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七条第二項に規定する書類及び図面
	鉄道事業法第七条第三項の届出に係る部分	鉄道事業法施行規則第八条第二項各号に掲げる事項	
	鉄道事業法第十六条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十二条第三項に規定する書類
	鉄道事業法第十六条第一項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三十二条第二項各号に掲げる事項	